

「愛媛県食の安全安心推進条例」説明会における主なご意見・質疑応答

《東予地方局》

場所：東予地方局 7 F 大会議室

日時：5月20日（水）13：30～15：00

県の委託事業として、食品衛生協会の推進員制度があるが、今回説明された条例の施行により、推進員は廃止されるのか。

条例の周知徹底の観点から言えば、東予地域も広いので、旧保健所単位での説明をお願いしたい。

（事務局）

推進員制度は重要な事業であり、今後も引き続き実施しますので、よろしく申し上げます。

条例の周知については、今回の説明会は東中南予の3地域の実施としていますが、その他にも、保健所実施の研修会、講習会などでも広く周知することを考えており、できるだけきめ細やかな説明を心がけたいと思います。

食品が消費者に渡るまでは、生産段階から問屋、小売等の各経路をとることとなるが、自主回収の定義は、どの段階を想定しているのか。

（事務局）

不特定多数の県民に販売されている食品等まで回収を行うと判断される場合を想定しています。

《中予地方局》

場所：中予地方局 7 F 大会議室

日時：5月18日（月）13：30～15：00

条例第15条自主的な衛生管理については、今後、より強化していくのか。

県版 HACCP はどのような業者を対象とし、手法はどのようになるのか。

（事務局）

自主的な衛生管理については、食品衛生協会にもご協力いただきながら、強化に向けての取組みを進めていきたいと思っております。

県版 HACCP については、現段階では内容等決定していませんが、例えば県産品で

ある菓子や農水産物などが対象になってくるのではないかと考えています。

地元の祭りのまかないで、参加者に食物を出すことがあり、保健所や消防所に連絡や届出を行ったことがある。素材の配給先である業者の方に、どんなお米が入っているのか聞いても即答されなかったことや、惣菜がパックに入っているが、何も表示が無かったケースなどがあり、不安を覚えた。今回、条例が制定されたことにより、相談先なども明確となり、より食の安全が図られるものと期待している。相談先としては保健所、薬務衛生課でよいか。

(事務局)

食に関する相談については、相談窓口のある保健所への相談をお願いします。

自主回収の報告で、「不特定多数の」の定義がわかりづらい。対象が学校であれば、特定となるのか不特定となるのか。また、県外のスーパーで販売するとしていたものが、集積センターに留まっているケースなどについては、どうか。

(事務局)

「不特定多数」に関する解釈や報告の対象となる事例については、今後検討し、後日作成する「手引き」でお示ししたいと思います。

自主回収で報告したものは、全て公表の対象となるのか。

(事務局)

そのとおりです。

他県の工場で製造されたものを愛媛県内で販売する場合も報告の対象となるのか。

(事務局)

当該製造者に関する営業所や支所などの拠点が県内にあれば、報告対象者となります。

自主回収報告制度は、回収した際に報告を義務付けるとされており、自主回収そのものを義務付けるものではないとあるが、報告を忘れた(しなかった)場合の罰則規定はあるのか。(持ち帰って自社関係事業所への説明をどのように行うべきか教示いただきたい)

(事務局)

報告をしなかったことに対する罰則はありません。本制度が県内で理解されるには時間がかかると思われ、皆さんの相互理解の下で浸透を図っていきたいので、ご協力をお願いします。

《南予地方局》

場所：歴史文化博物館多目的ホール

日時：5月22日（金）13：30～14：50

自主回収の定義は、生産・流通・消費者の各段階において、どの段階を想定しているものか。

県内で生産し、県外のみで販売するケースは、本条例に基づく自主回収報告の対象となるのか。

（事務局）

について

不特定多数の物（消費者等）に商品が渡った時点としています。

について

県外のみで販売されるものについては、条例に基づく報告の対象外となります。